

# 私たちこんな活動しています!

## 法曹養成・法科大学院委員会

法曹養成・法科大学院委員会委員長 石井 逸郎 (49期) ●Ichirou Ishii

当委員会は、90年代に全国に先駆けてロースクール構想を提言する等、法曹養成制度の改革案を検討し提言する活動を行ってきました。その後、大宮法科大学院を立ち上げ、その運営の支援等にあたってきました。

また、適宜、シンポジウム等を実施しながら、より良い法科大学院制度の在り方についても検討を重ね、その知見を会の内外に発信し続けてきました。

現在、大宮法科大学院は閉校となっており当委員会が直接支援する法科大学院はありません。そこで、「法曹養成・法科大学院委員会」とその名称を変え、現状の法科大学院制度、法曹養成制度の問題点を分析し、さらなる改革案について検討を重ねるほか、日弁連の活動に呼応して、法科大学院の志願者を増やす活動に注力しています。

近年、中学校、高校、あるいは大学において、若者たちのキャリアデザインをより豊かにすべく「キャリア教育」を推奨しています。そこで当委員会では、若者たちのキャリアデザインにおいて、「法科大学院」と「弁護士」

を選択肢として位置付けるようその意識付けを狙いとする「キャリア教育」を中学、高校、大学等の要請に基づき行っています。法科大学院制度は、法学部出身者のみならず、社会人などを含む、法学部以外の多様な層を法曹に取り込むところに本来の狙いがあります。そのため、法学部以外の若者たちにこそ、将来のキャリア設計の中で、「法科大学院」や「弁護士」の存在を意識してもらうことを重視したいと考えています。

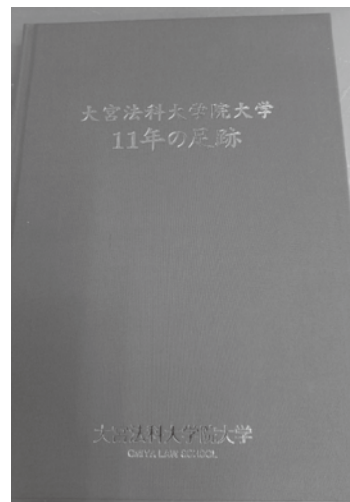
当委員会は3部会制となっていて、1部会は、中学、高校向け「キャリア教育」の、2部会は大学向け「キャリア教育」の活動をそれぞれ行い、3部会では、さらなる法曹養成制度、法科大学院制度の改革について調査・検討を重ねています。

法科大学院制度はご承知のとおり、「法曹コース」が設けられる等、法曹志望の法学部生の時間的負担を軽減できるよう改革措置が講じられましたが、この間、社会人や女性の法科大学院志願者が減少傾向にあることを当委員会では危惧しています。前述のとおり、本来、法科大学院制度は、多様な人々を法曹に取り込むための改革だったからです。そこで、3部会では、社会人や女性をどのように取り込むか?という視点からさらなる制度改革の必要性

もう10年?まだ10年?  
これからの我が国における  
ロースクール

2014年9月24日  
第二東京弁護士会法科大学院支援委員会

2014.9.24に当委員会で開催されたシンポジウム  
「もう10年?まだ10年?これからの我が国におけるロースクール」

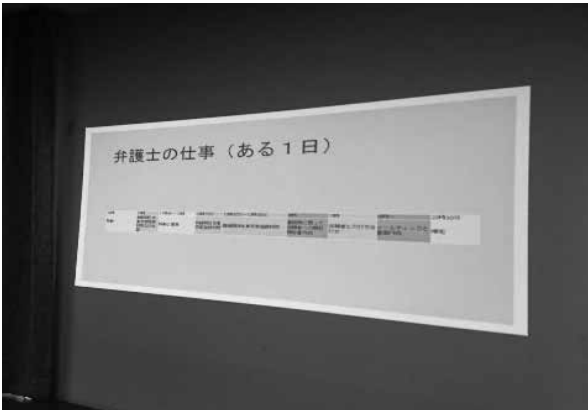


やその可能性について、現在、検討を重ねています。例えば、日本とほぼ類似の制度を採用する韓国では法科大学院の志願者は減っておらず、司法試験合格者も男女比がほぼ半々になりつつあります。そこで、韓国と日本の法科大学院制度についてどこに違いがあるのかを分析したりしています。

当委員会は、法科大学院出身者が比較的多く集まり、彼らが中心となって、より良い法科大学院制度を目指して活動をしているところにも特色があります。



キャリア教育の様子①



キャリア教育の様子②



キャリア教育の様子③

## 委員 國本 大貴(71期)

当委員会は、職業としての弁護士の活動をより市民社会に広めるため、また、より質の高い法曹の社会を実現するために非常に重要な活動を行っています。幅広い層の視点から弁護士観を考える必要があることから、若手弁護士であっても積極的に参加することができます。意見もかなり取り入れてもらえるので、大変有意義な議論ができる場所であると思います。

中高生や大学生に講義をする機会も多々ありますが、今の学生がキャリアに対してどう思っているかを生で知ることができるので、ニーズを把握するという意味でも大変勉強になります。また、中高生のような、弁護士が普段何をしているか知らない方々に向けて自分の業務を言語化することは、弁護士業務を見つめ直す機会にもなります。複数の弁護士で講義することも多いため、副次的にほかの先生がどのような業務をされているのかについても知ることができます。何かポリシーがあって、それを法律家に興味を持っている方々に伝えたいという気持ちがある先生は多いと思いますが、その発信方法の一つとしても、非常に良い活動だと思います。

さらに、法曹養成機関として法科大学院がどのような教育をすべきか、また司法試験制度も含めて法曹養成制度がどのような形であればより弁護士業界が良くなるか等についても、真剣に議論することができます。

このように、活発な活動に加え、かなり自由に参加や意見交換ができますので、やりがいがあるうえに、ストレスも少ないと思います。ご入会をお待ちしております。

当委員会の活動に興味のある方は、  
司法調査課(03-3581-2259)までご連絡ください。